

共通書類

V2Hシステムに関する書類

※1宛て名がローン会社等の場合、但し書きで申請者のものとわかる記載があること。

※2割賦契約等により当該車両を購入する場合であり、販売者又は信販会社等が当該車両の所有権を留保するときは、申請者（購入者）及び車両使用者が同じである場合に限り、車両所有者が同じであることを要しないものとする。

共通書類

確認事項

※3住民票の写し等の新住所が分かる書類の提出不要(市役所職員が住所確認のため住民基本台帳を閲覧することに同意した場合に限る)

窓口対応者